

欧州のDPF規制動向

株式会社KDDI総合研究所

村上 陽亮

2023.9.1

村上 陽亮

KDDI総合研究所 KDDI research atelier
執行役員 シンクタンク部門長

国内外の情報通信関連制度・政策・市場等に関する調査研究、
マクロ需要予測、社会科学系有識者対応等に従事



【略歴】

1975年生まれ、兵庫県出身。 1998年 東京大学法学部卒。

同年、国際電信電話（当時：現KDDI）入社。

企業通信部門、海外赴任（香港）、官公庁・通信事業者窓口部門等を経て、

2013年KDDI総研（当時）出向。 2017年同社調査1部長。

同年、KDDI総研・KDDI研究所の合併を経て、フューチャーデザイン1部門3GL。

2020年フューチャーデザイン1部門長、2022年より現職。

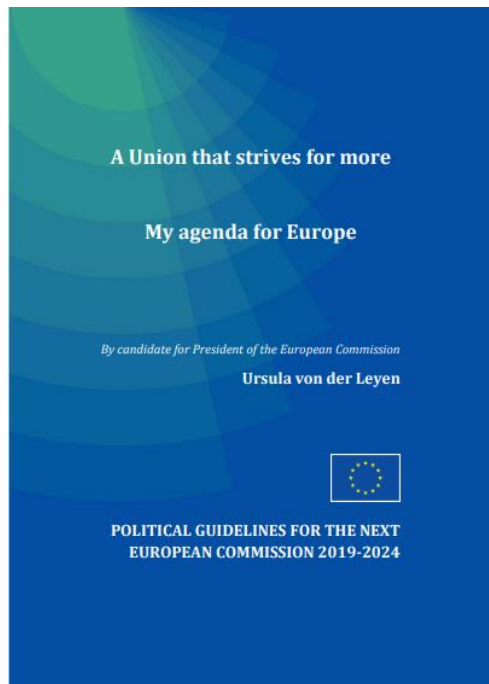
【外部委員等】

マルチメディア振興センター 評議員、情報通信政策フォーラム・情報通信学会 理事、
情報法制研究所 監事、KDDI財団 審査委員、次世代基盤政策研究所 上席所員、
日本情報経済社会推進協会 企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 委員 等

- 自領域に本拠を置く大規模デジタルプラットフォーマーが存在しない。
(市場環境が、米国・中国と大きく異なる。日本とは比較的似ている)
- 欧州の各加盟国個別市場をデジタルで単一市場化する大きな流れがある。
- 欧州委員会の戦略に則って、法案が比較的透明なプロセスで作られていくため、論点や議論の経過が分かりやすい。
- ひとたび成立した法制度は、欧州域内での適用はもとより、域外適用される。
また、各国規制当局が欧州の法制度を「参考」に自国での立法を進める。
 - ブリュッセル効果
(例：GDPR)

■ 2019年12月に発足したVon der Leyen委員会の施政運営方針「My Agenda for Europe」において、6つの優先事項（Priorities）が示されている。

- A European Green Deal
 - A Europe fit for the digital age
 - An economy that works for people
 - A stronger Europe in the world
 - Promoting our European way of life
 - A new push for European democracy
-
- A Europe fit for the digital age
 - The EU's digital strategy will empower people with a new generation of technologies.



- 2020年2月に公開されたEUのデジタル戦略
- データ戦略、AI戦略と合わせて示された

- Digital solutions that put people first

- Three pillars to support our approach

目標	主要施策
1.人々のために機能する技術 Technology that works for people	市民デジタルスキル向上への投資、サイバーセキュリティへの注力、 人間の権利を保護する信頼できるAIの開発 、超高速ブロードバンド展開、スーパーコンピューター能力の向上
2. 公正で競争力のある経済 A fair and competitive digital economy	スタートアップ企業・中小企業支援、 オンラインプラットフォームの役割とルールの明確化 、ルールのデジタル経済に適合化、 公正競争秩序の確保 、 個人データと機密データを保護しつつデータアクセスを拡大
3. 開かれた民主的で持続可能な社会 An open, democratic and sustainable society	気候中立を達成するために技術を活用、デジタルセクターの炭素排出削減、 データを管理し保護する力を市民に付与 、欧州医療データ空間の創出、 偽情報対処 及び信頼できる多様なコンテンツの育成

支配的地位の濫用規制

(EU機能条約 第102条)

- 「1 又は複数の事業者が行う域内市場又はその実質的な部分における支配的地位のいかなる濫用も、これが構成国間の通商に影響する可能性がある場合に限り、域内市場に反するものとして禁止する」

これまでの独禁規制の原則は、

- ・ 特定の市場において支配的地位にあることが、規制の出発点。
- ・ 市場の支配的地位にある事業者に対して、事後的に規制。

デジタル市場法：Digital Markets Act (DMA)

- デジタル経済における不公正な慣行の構造的影響に対処するため、**大規模事業者**の市場支配力の濫用を防ぎ、新規参入を可能にすることで、欧州のデジタル市場における競争の高度化を図る目的。大規模事業者に対して**事前規制を導入**する。
- 欧州委員会提案は2020年12月。2022年7月には欧州議会・欧州閣僚理事会で可決され、2022年9月成立。2022年10月公布。大半の条文は2023年5月施行。

デジタルサービス法：Digital Services Act (DSA)

- **全てのデジタルサービス事業者**に適用してサービスの透明性や違法コンテンツ、広告やディスインフォメーション等に対応を求めるもの。既存の電子商取引指令を更新するもの。
- 欧州委員会提案は2020年12月。2022年7月に欧州議会、10月に欧州閣僚理事会で可決され、2022年10月成立。2022年10月公布。2024年2月施行予定。

【参考】EUの立法プロセス

欧州議会

2020年12月、
草案提出

審議 (IMCO委員会
がリード)

2021年11月、
IMCO委員会
DMA修正案採択

2021年12月、欧州議会がIMCO修
正案可決

2022年三者対話参加

欧州議会：修
正意見提出



修正案可決

2022年3月

非公式三者対話で合意

2022年内

欧州議会
採決

成立・春施行

欧州委員会：
草案作成



交渉参加

草案提出

EU理事会：
修正意見提出



採択

EU理事会

2020年12
月、草案提出

審議

2021年11月、EU理事会DMA・DSA修正案採択

2022年三者対話参加

EUユーザーを対象とする「コアプラットフォームサービス」で、ゲートキーパー要件を満たす大規模事業者に対して、種々の規制をかけるもの

■ 地理的要件

EU域内外のEUユーザーを対象とする

■ 適用される業務類型（※電気通信領域が除外）

サービス種別	例	サービス種別	例
オンライン媒介サービス	eBay, Airbnb, AppStore	OS	Android, iOS, Windows
オンライン検索エンジン	Google Search, bing	Webブラウザ	Chrome, Edge, Firefox
オンラインSNS	Facebook, Twitter	バーチャルアシスタント	Amazon alexa, Siri
動画配信プラットフォームサービス	YouTube, Vimeo	クラウドサービス	AWS, Google Cloud
番号非依存個人間通信サービス	WhatsApp, Telegram	オンライン広告サービス	Google AdSense

■ ゲートキーパー要件

定量的基準：以下の①②を満たすこと

①EU域内での売上が3年連続75億ユーロ以上、
もしくは、前年の株式時価総額が750億ユーロ以上

②3年間連続でEUに域内での

アクティブエンドユーザ4500万/月、かつ、アクティブ法人ユーザ1万/年以上

市場調査による個別指定：上記に該当しない場合も、個別指定は可能

■ ゲートキーパーに課される義務

5条関係	6条関係
<ul style="list-style-type: none">• 価格等同等性条件の禁止• コアプラットフォーム外取引の許容義務• 付属サービス利用強制等の禁止• 当局への苦情申告者への不利益共生の禁止• エンドユーザーによる別サービス利用の許容義務• ゲートキーパーが提供する別のコアプラットフォームサービスの利用強制禁止• 広告主等への情報提供義務• 個人データの不当な利活用の禁止	<ul style="list-style-type: none">• ビジネスユーザーのデータを利用してビジネスユーザーと競争する行為の禁止• プレインストールアプリ・デフォルト設定のアンインストール・変更の許容• サイドローディング（プラットフォーム経由しないインストール）の許容• ランキング自己優遇行為の禁止• 切り替え制限の禁止• ハードウェア・ソフトウェア機能の相互運用性確保• 広告媒介サービスの透明性確保• エンドユーザーのデータポータビリティ確保• ビジネスユーザーにそのユーザーデータへのアクセスを提供• サードパーティー検索サービス提供者に検索データへのアクセスを提供• ビジネスユーザーに対するサービスへの公平的、合理的、非差別的アクセスを提供する義務（FRAND条項）• サブスク・サービス利用停止条項の簡素化

■ 不遵守に対する制裁

- ゲートキーパーに違反行為があった場合、違反行為停止等の命令に加え、前年度の全世界での売上の10%を上限とする制裁金の徴収や、行動的是正措置（取引条件の変更等）構造的是正措置（企業分割・事業売却）を講じられる。
- 私的執行を排除しておらず、消費者団体訴訟提起も許容されている。

EUユーザーを対象とする「より安全なインターネット環境」を創出し、プラットフォーム事業者の義務を明確化するもの

■ 地理的要件

EU居住のユーザーを対象とするデジタルサービス

■ 主な内容

利用者の保護、分かりやすい利用規約、コンテンツ等の対応、オンライン広告、説明責任・透明性、表現の自由の維持、等

■ 規制対象事業者

サービス種別	例
仲介サービス <i>intermediary service</i>	インターネットアクセスプロバイダ、ドメイン名レジストラの他、ホスティングサービスを含む
ホスティングサービス <i>hosting service</i>	クラウドやウェブホスティングなどの他、オンライン・プラットフォームを含む
オンラインプラットフォーム <i>online platform</i>	オンライン・マーケットプレイス、アプリストア、コラボレーション・エコノミー・プラットフォーム、ソーシャルメディア・プラットフォームなど、売り手と消費者を結びつけるオンライン・プラットフォームで、VLOPを除く
超大規模オンラインプラットフォーム <i>very large online platform (VLOP)</i>	欧州の4億5000万人の消費者のうち10%以上の消費者にリーチするプラットフォームについては、特定のルールが想定されている。大規模検索エンジン（VLOSE）にも同様に扱う。

■ 主な義務の一覧

対象事業者	利用者保護	利用規約	コンテンツ等対応	オンライン広告	説明責任・透明性	その他・全般
仲介サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者向け連絡窓口の設置 利用者が損害補償を求める権利 	<ul style="list-style-type: none"> 利用規約で記載・説明する事項・内容の要件 わかりやすさ、機械可読性の要件 重大な変更の利用者への通知 基本権への配慮と行動の義務 未成年者に理解できる方法での説明 	<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツ仲介の免責条件 不適切な削除、アクセス制限等への異議申立・救済措置 一般的モニタリング義務なし 司法・行政当局からの措置命令・情報提供命令への報告義務 		<ul style="list-style-type: none"> コンテンツモデレーションに関する透明性報告義務（※VLOPに該当しない零細・小規模事業者は免除） 	<ul style="list-style-type: none"> 当局向け連絡窓口・国内法定代理人の設置
ホスティングサービス提供者 (上に加え)			<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツの通知受付体制整備、対応結果の理由の投稿者への通知 刑事犯罪の疑いの当局への通知・情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 透明性報告への追加記載項目（違法コンテンツへの対応） 	
オンラインプラットフォーム (上に加え)	<ul style="list-style-type: none"> ダークパターンの禁止 未成年者のプライバシー、安全、セキュリティ保護 利用者が代表組織を通じて権利行使可能 取引事業者に関するKYBC、利用者への開示、事業者の苦情申立 違法な製品・サービスについて知った場合に利用者に通知 		<ul style="list-style-type: none"> 違法コンテンツ及び利用規約違反コンテンツへの対応に関する苦情の受付体制整備 利用者のADR利用確保 信賴された旗手 悪用対策（違法な製品・サービス提供、違法・根拠のない通知・苦情） レコメンダー・システムの透明性 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン広告の透明性 ターゲティング広告の説明・同意取得、拒否・撤回した場合のサービス利用権保証 特別カテゴリ情報を用いたターゲティング広告禁止 未成年者に対するターゲティング広告の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 透明性報告への追加記載項目（苦情処理システムでの対応） 透明性報告の追加義務（ADR、違法・無根拠な通報・苦情、月間平均アクティブユーザー数） 	<ul style="list-style-type: none"> VLOPに該当しない零細・小規模事業者の義務免除 オンライン広告の行動規範作成 アクセシビリティの行動規範作成
VLOP VLOSE (上に加え)		<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な救済策及び救済メカニズムを含めた利用規約提供 サービスを提供する全加盟国の言語での提供 	<ul style="list-style-type: none"> プロファイリングによらないレコメンダー・システムの提供 危機対応メカニズム（公共の安全、公衆衛生等の重大な危機） 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン広告の透明性の追加（広告に関するデータベース編纂、APIでの提供） 	<ul style="list-style-type: none"> サービスのシステミック・リスク評価の実施、リスク軽減措置の実施 透明性報告の追加義務（各言語での対応状況） 第三者による独立監査 	<ul style="list-style-type: none"> データへのアクセス（当局、研究者）、アルゴリズムの説明（当局） コンプライアンス機能 監督手数料負担 行動規範の作成 危機のプロトコル作成 欧州委員会による独占的監督権限、罰金等

出所：総務省 プラットフォームサービスに関する研究会における三菱総合研究所発表資料より当所作成

■ 不遵守に対する制裁

- 前年度の全世界での売上の6%を上限とする制裁金の徴収

